

文政四年熊川村「御貸附金一件控」

田淵正和

一

文政四年（一八二一）二月二日夜、熊川村名主直右衛門に、地頭所（旗本田沢氏）より書状が到着した。「御貸附金一件ニ付御用有之」ので、早々出府するようにとのことで、早速直右衛門は二四日江戸へ向けて出立して行った。以後、翌五年三月まで、直右衛門はこの「御貸附金一件」のために、同じく田沢知行所である武州榛沢郡用土村名主半左衛門とともに出府・帰村をくり返すことになる。地頭田沢氏が、馬喰町御用屋敷御貸附役所より拝借した公金の返済が滞り、その未納分上納について貸附方役所から呼び出されたのであった。

旗本の財政窮乏は、近世初期にすでに始まっていたといわれるが、知行所からの年貢収入に依存していた旗本達は

この時期、文化文政期には、商品経済・貨幣経済の進展に伴う支出増大等に対応できず、財政破綻に陥っていた。そして彼等は「御用金」・「先納金」などの名目で知行所村々から上納させ、さらには馬喰町御用屋敷・日光奉行・駿府町奉行等の幕府公金貸付金を利用するようになっていった。熊川村の地頭田沢氏もその例に漏れず、御用金・先納金を知行所村々に課すだけでなく、幕府の公金貸付金も借りていたのである。しかも、年貢先納は知行所農村よりの年貢金前借りであるから、翌年の年貢収入のあてがなくなり、督促をされても調達できず、今回のような事件に発展してしまうのであった。

小稿では、財政破綻に陥った領主（地頭）の借金返済とその肩代わりをせざるをえなくなった知行所農村の実態を文政四年の「御貸附金一件控」²⁾から垣間見てみよう。

熊川村の地頭である旗本田沢氏は、家禄七五〇石で、知行地は熊川村のほか武蔵国榛沢郡用土村（埼玉県寄居町）・相模国大住郡土屋村（神奈川県平塚市）・五分一村（同中井町）・洵綾郡一色村（同二宮町）の五か村であった。田沢氏は代々大番衆を勤める家筋のようで、文政四年当時の当主松三郎正申は家督を継いだばかりのためか小普請組であったが、父久左衛門昆当は大番から大番組頭へ進み、文化五年から文政二年まで二丸留守居を勤めていた。大番は、江戸城二丸警備や府内巡行、さらに京都二条城・大坂城在番（一年交替で出張）が任務であった。大番組頭は、番頭を補佐し、五〇人の番衆を指揮・監督する役目であるが、「小高にて骨折場なり、尤御役高よりも多き人も多し」と、楽な役職ではなかったらしい。大番組頭の役高は六〇〇石で田沢氏の家禄は七五〇石であるから、この例えに充てはまることになる。また、二丸留守居も役高七〇〇石ながら、「此場は諸向より勤向巧少し、布衣以上の年来骨折たる仁など昇る」といわれるように閑職とされていた。大番組頭は布衣の役職ではないから、寛政元年より文化五年まで約二〇年組頭を怠り無く勤めた田沢昆当が、いわば褒美の意味で昇進したのであろう。

田沢家は代々大番という由緒を誇る役職に就く家柄では

あったが、めざましい出世をする訳でもなく、平均的な中級旗本であったといえようか。

さて、以上が文政四年前後の旗本田沢氏の概略であるが役目上は無事に勤めていたかに見える田沢氏も、家政の面では、以下の「御貸附金一件控」に見るように、財政窮乏は破局的なものであった。早速この一件の顛末を追ってみよう。

一二月二五日 用土村名主半左衛門とともに貸附方役所へ

赴き、用土村・熊川村の「物成並先納金高取調書上」明細と、未納分上納（未納分三〇両は地頭所へ下ケ金Ⅱ出金を申立てる）の二八日までの日延願書を提出する。

日延願いが認められたので田沢屋敷に行き未納分の催促をする。

二八日 朝二人で橋本町四丁目東屋吉兵衛方へ行き

出金をしふる地頭所用役を召し出して下ケ金（出金）を命じてくれるよう、貸附方役所へ願書を提出する。

夕方貸附方役所に呼ばれ、願ひ筋は奉行所へ回しておいたから、月末でもあり、帰村して吟味結果を待つように申し渡される。

また、その請書を提出するよう命ぜられる。

二九日 来る正月八日まで帰村して待つ旨の請書を奉行所へ提出した後、田沢屋敷へ行き右の始末を報告して、帰村する。

大晦日 帰着

文政五年

正月七日 出立、途中止宿。

八日 昼頃、田沢屋敷へ着き、それより直右衛門・半左衛門二人で東屋へ赴き、着届を調べて奉行所へ提出に行くが、すでに引けており、その日は東屋へ止宿。

九日 奉行所へ着届を出す。

夕方、「宿代之者」(東屋の者か)が呼び出され、一四日朝五ツ(午前八時)に出頭すべき旨申し渡され、その請書を差し出す。奉行所へ行き控えていると、呼び出しがあり、一六日朝五ツ時に来るようにと申し渡され、再度請書を差し上げて引き上げた。

一六日 朝五ツ過ぎ奉行所へ行き控えていると、八ツ時(午後二時)頃呼び出しがあり、白洲へ出ると、留役(勘定留役)の吟味があった。田沢家臣島田左右平が呼び出されており、村方への出金の可否を一八日までに返答するよう申し渡され、直右衛門らには、

早魃による畑方損毛などのお糺しがあったのち引き上げた。

二〇日 田沢屋敷で、返済につき閏正月晦日までの延期が認められたので、正月分の上納について談合し、清水氏より借金をとりつける。二八日 帰村する。

閏正月二八日 出府

一九日 奉行所へ行ったところ、明二月一日初午とのことで早引けしておらず、引き取る。

二月 二日 島田左右平より七月までの日延書付を提出したところ認められず、日限の短縮を命ぜられた。

三日 五月晦日までの日延書付にして提出したところ、これも認められず、三月一〇日までの日延とされた。

右につき村方(知行所)よりも願書を提出するようにとのことで、日延中の帰村願いも含め願書を差し上げる。

(用土村半左衛門は病気のため、出府しておらず)

五日 出立

六日 帰村

三月 八日 出府

一 一日 奉行所へ赴いたところ、四月晦日までの日延は認められず、三月二〇日までの延期ならば許可することと、引き上げる。

二 二日 三人（直右衛門・半左衛門・東屋吉兵衛か？）で奉行所へ赴き、二〇日までの日延を確認する。

二 二日 宿（東屋）へ行ったところ、用人（島田左右平か？）が病氣とのことであった。

二 二日 牧太殿（田沢家臣）と役所へ赴き、四月二五日までの日延を願ひ出たが認められず、明日きつと上納するよう申し渡される。

二 三日 再度二九日までの日延を願ひ出、認められる。

二 七日 内々帰村する。

四月

三日 幸蔵を代人として出府させる。

六日 幸蔵帰村

七日 直右衛門出府

八日 島田左右平、奉行所へ出頭。

一〇日 内金五両上納し、残金の二九日までの延期願ひを済ませる。

*半左衛門↓清水氏より一一両借金

直右衛門↓荻野氏より五両借金

一二日 一〇両一分と永一九二文二分を納める。

これにて残金完納したので帰村しようとしたが、納証文が済まないうちは帰村ならざること。しかし、案文ができず、明一三日出頭するよう申し渡される。

以上が「御貸附金一件控」のあらましである。直右衛門の動向を日時を追ってまとめたので、史料中に添えられている「願書」や「請書」は省略したが、地頭所の返済金を肩代わりしなければならぬ知行所村の苦勞を察することではできよう。

田沢氏が、貸附方役所からいくら貸附金を借りたのかは判然としないが、この一件では未納分三〇両が問題となっている。そして、田沢氏の借金を知行所村が肩代わりしなければならぬのは、おそらくは郷印証文があったためと考えられる。この郷印証文により、地頭が返済不能になったとき、知行所村が返済責任を負うことになり、本件の場合、「引請村」が用土村であり、熊川村が「控村」であった。この関係により、熊川村の直右衛門が呼び出されたのである。

二月二五日出府した直右衛門と半左衛門は、貸附方役所に対して、両村で約五〇両近くを先納金として地頭所へ「過納」しており、未納金の調達はできないと訴えている。

そして、地頭所へ掛けあったが、困窮のため「早速納金難致」と断られたため、二八日橋本町東屋吉兵衛方へ赴き、

さらに願書を提出することになった。橋本町は馬喰町郡代屋敷に隣接した一帯であるので、東屋は公事宿であると考えられる。公事宿は、訴訟や裁判のために出府してきた者を宿泊させた宿屋で、主人は訴訟人の依頼を受けて、訴状の作成・手続きの代行、目安裏書・差紙の送達、弁護人的機能などの行為を公認されていた。⁶⁾東屋吉兵衛もそのような一人であったろう。

二八日の貸附方役所への願書は「地頭用役被召出下ヶ金仕候様被仰付度」ことに主眼が置かれていたためか（あるいは普通の処理なのか）、貸附方役所からは、願い筋は奉行所へ回したとの申渡しがあつた。本件が金銭貸借の問題から、地頭所と知行所村とのトラブルと判断され、管轄が奉行所⇨勘定奉行所へ移ったことになる。以後の「願書」や「請書」の宛所は「御奉行所」となっている。

年が明けて文政五年正月七日に直右衛門は出府し、一日には田沢家臣島田左右平が奉行所へ呼び出され、村方への出金の可否について申し渡された。このあたりの奉行所の対応を見ると、いかに時間を費やさねばならないかが分かって興味深い。二〇日になると閏正月晦日までの返済延期が認められているので、田沢氏が奉行所と交渉したのであろう。以後も田沢氏は、再三再四返済の延期を計っているが、いよいよ三月二九日が最終日となった。

この間、直右衛門らは帰村・出府をくり返して様子を窺

うが、結局、直右衛門・半左衛門が借金をして上納する形になって終わっている。

三

以上、簡単に内容を見てきたが、この「御貸附金一件控」の記述を通してみると、史料中に添えられている「願書」・「請書」は、帰村申渡しや出頭命令の請書、あるいは出府届書など、内容よりも形式的な文面が多く、このような手続きをいちいち差上げることが必要であったことが分かる。つまり、この一件控は単にその経緯を記したものであるのではなく、今後同様の問題が起きたときの控えにもなっているのである。

地頭田沢氏の先納金は、元文三年（一七三八）「御勝手御不如意ニ付」の証文が残されており、慢性的な財政窮乏にあったことを窺わせるが、幕府は文政期以降、公金貸付金の取り立てを強化し、さらには旗本の年貢収納権へ強く干渉してゆく。⁸⁾この文政四年の「御貸附金一件控」は、幕府政策の一端を見ることにもなる史料である。

註

- 「馬喰町御用屋敷御貸附役所」については、竹内誠氏「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（古島敏雄編『日本経済史大系』4 近世下所収）、同「馬喰町貸付役所の成立」（徳川

林政史研究所『研究紀要』昭和四八年度)に詳細な研究がなされている。小稿の「貸附方役所」はこれをさしている。

また、当該時期の幕府公金貸付制と地頭については、西川武臣氏「文政期以降の幕府公金貸付制と旗本・知行地」(『茅ヶ崎市史研究』4 一九八〇)に詳しい。

(2) 内出英雄家文書。詳しくは、『福生市史資料編』近世3

に収録されているので参照していただきたい。

(3) 「明良帯録続篇」(『改定史籍集覧』第十一冊)

(4) 右同書

(5) 郷印証文・領主裏印など、村借入金については、竹中真幸氏「近世北関東における農村金融の展開―村借入金を中心として―」(村上直編『論集関東近世史の研究』所収)に詳しい。

(6) 『国史大辞典』(公事宿) 吉川弘文館 一九八四

(7) 石川元八家文書。『福生市史資料編』近世2 所収。

(8) 註(1)西川論文

(たがうち・まさかず 福生市史近世調査員 小金井市在住)